

平成 29 年6月 28 日

平成 29 年度国立研究開発法人国立環境研究所調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について(平成 27 年5月 25 日総務大臣決定)」に基づき、国立研究開発法人国立環境研究所は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成 29 年度国立研究開発法人国立環境研究所調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

- (1) 国立環境研究所における平成 28 年度の契約状況(表1)は、契約件数 482 件、契約金額 100.8 億円に対し、競争性のある契約は 271 件(56.2%)、60.5 億円(60.1%)、競争性のない契約は 211 件(43.8%)、40.3 億円(39.9%)となっている。

なお、競争性のない随意契約が平成 26 年度及び第3期中期計画の最終年度である平成 27 年度と比較して金額ベースで増加しているが、これは第4期中期計画期間(平成 28 年度～平成 32 年度)の初年度であるため、大型事業の複数年契約(GOSAT 関連事業(10 億円)、エコチル事業(5 億円等))を行ったことが主な要因であると考えている。

表1 平成 28 年度の国立環境研究所の調達全体像 (単位:件、億円)

	平成 27 年度		平成 28 年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(62.0%) 378	(76.5%) 88.4	(51.2%) 247	(58.7%) 59.2	(△34.7%) △131	(△33%) △29.2
企画競争・公募	(1.3%) 8	(1.7%) 2	(5%) 24	(1.4%) 1.4	(200%) 16	(△30%) △0.6
競争性のある契約(小計)	(63.3%) 386	(78.3%) 90.5	(56.2%) 271	(60.1%) 60.5	(△29.8%) △115	(△33.1%) △30
競争性のない随意契約	(36.7%) 224	(21.8%) 25.2	(43.8%) 211	(39.9%) 40.3	(△5.8%) △13	(59.9%) 15.1
合計	(100%) 610	(100%) 115.6	(100%) 482	(100%) 100.8	(△21%) △128	(△12.8%) △14.8

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の( )書きは、平成 28 年度の対 27 年度伸率である。

(2) 国立環境研究所における平成 28 年度の一般競争入札における一者応札・応募の状況(表2)は、契約件数は 206 件(76%)、契約金額は 34.8 億円(57.5%)である。

一者応札・応募の件数率が平成 27 年度は 78.5%に対し、平成 28 年度は 76%と依然として高い水準にあるが、クロスチェックプロセス実施の取組により、所内において一者応札・応募の改善の観点に対する意識が生まれたことや、公募(入札可能性調査)の試行的実施などにより、一者応札・応募低減に向けた取組の一定の効果はあるものと考えられる。

表2 平成 28 年度の国立環境研究所の一者応札・応募状況 (単位:件、億円)

		平成 27 年度	平成 28 年度	比較増△減
2者以上	件数	83 (21.5%)	65 (24%)	△18 (△21.7%)
	金額	23.5 (26.0%)	25.7 (42.5%)	2.2 (9.4%)
1者以下	件数	303 (78.5%)	206 (76%)	△97 (△32%)
	金額	66.9 (73.9%)	34.8 (57.5%)	△32.1 (△48%)
合計	件数	386 (100%)	271 (100%)	△115 (△29.8%)
	金額	90.5 (100%)	60.5 (100%)	△30 (△33.1%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注3) 比較増△減の( )書きは、平成 28 年度の対 27 年度伸率である。

(注4) 1者以下には、参加者確認公募における応募者なしの場合の特定事業者との随意契約を含む。

## 2. 重点的に取り組む分野(【 】は評価指標)

上記 1 の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、以下について、状況に即した調達  
の改善及び事務処理の効率化に努めることとする。

### (1) 随意契約の適正化に関する取組

競争性のない随意契約については、国立環境研究所契約審査委員会(以下「契約審査委員会」という。)が定める「随意契約の基準」に合致しているかについて、引き続き公平性・透明性を確保しつつ、適正に審査する。

また、随意契約を行った案件について、監事及び外部有識者によって構成される契約監視委員会において事後点検を行うなど、より一層の適正化に努める。

さらに、随意契約を行った案件について、その透明性を確保するため契約の相手方の名称、契約金額、随意契約によることとした理由等を国立環境研究所ホームページで公表する。

### (2) 一者応札・応募の低減に向けた取組

平成 27、28 年度の一者応札・応募が件数・金額ともに7割を超えている現状を踏まえ、平成 29 年度についても、研究開発等の役務及び研究機器等の物品にかかる調達の全件について以下の取組を実施する。

#### ① 公告期間等の確保、入札等情報の周知機会の拡大等

公告期間や、入札等から業務開始までの十分な準備期間の確保を行うとともに、入札等情報については、国立環境研究所ホームページのみならず、関係機関等のホームページへの

掲載等の取組を引き続き実施し、周知の機会の拡大等を図る。

#### ② クロスチェックプロセスの実施

入札等参入要件及び仕様書記載の明確化などの改善可能性のあるチェック項目を盛り込んだチェックシート記入を徹底し、入札公告前から契約締結にかかる一連の契約プロセスにおいて調達担当職員と研究ユニットにおけるクロスチェックを実施し、必要に応じて仕様等の改善を行う。また、クロスチェックプロセスの導入実施により改善された事例の組織的な共有を図る。【クロスチェックシートの導入により参入要件や仕様書等を改善した調達件数】

#### ③ 公募(入札可能性調査)の実施

調達の特殊性から一者応札が複数年にわたり続いている調達については、試行的に公募(入札可能性調査)を実施し、公募の結果、特定の者だけが当該事業を実施し得ることが確認された場合には、契約金額の適正性を確認することを前提に、その者と契約を行う。

また、公募(入札可能性調査)を実施する調達の選定及び実施した調達の妥当性、随意契約となったことによる調達価格の妥当性(過去の調達額との比較等)については所内に設置された調達等合理化検討会において検証を行う。【公募(入札可能性調査)の実施件数】

#### (3) 複数年度契約の積極的活用

複数年度にわたって事業を継続することが適当な案件については、可能な限り複数年度契約に移行することとし、契約期間拡大による受注者へのメリット及び契約締結事務の効率化・合理化を図る。【複数年度契約の実施件数】

#### (4) 総合評価落札方式の積極的活用

役務契約については、仕様内容の記載の程度や、入札参加資格設定の有無などについて物品の調達に比して幅があり、追加的な措置を講じる余地があるとことから、価格だけでなく事業者の技術や知見なども総合的に評価する総合評価落札方式を積極的に活用することも考慮し、価格だけでなく品質の更なる向上を図る。【総合評価落札方式の実施件数】

### 3. 調達に関するガバナンスの徹底(【 】は評価指標)

#### (1) 随意契約に関する内部統制の確立

随意契約を締結することとなる案件については、従前と同様、契約審査委員会を月に1回程度開催し、各委員に報告を行い、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検・承認を受けることとする。

ただし、契約手続きを至急行う必要がある場合等止むを得ないと認められる場合は、書面にて各委員に報告の上承認を受けることとする。【契約審査委員会による審査件数】

#### (2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

外部講師を招いたコンプライアンス研修を平成25年度より実施し、関連する業務に直接従事する全ての職員等に受講を義務付けている(平成26年度からは年2回開催)。平成29年度以降も研修内容を精査するなど、不祥事発生の未然防止、早期発見、再発防止に効果的な研修を実施する。【コンプライアンス研修の実施結果】

また、調達手続き全般に関するマニュアルを作成するとともに、調達担当職員等を対象とし

た説明会を毎年実施している。今後は調達手続きにおける間違いやすい点及び誤認されやすい点や仕様書等の作成に係る優良事例・不適切事例等を必要に応じて更改するなど、より分かりやすいマニュアルに修正し、組織全体で共有することにより調達手続きの更なる適正化・円滑化を図る。【調達担当職員等に対する説明会実施結果】

さらに、不祥事等の発生を未然に防止するため、業者から納品される調達対象物品等は、すべて調達担当職員等が検収を行うこととする。検収にあたっては、他機関における過去の不祥事等の発生状況等も把握しながら、実効性のある検収を実施する。【検収実施状況】

#### 4. 調達等合理化の目標

##### (1) 一者応札・応募の改善にかかる目標

参入要件及び仕様書記載の明確化などの改善可能性のあるチェック項目を盛り込んだチェックリストを活用することにより、研究開発等の役務及び研究機器等の物品にかかる調達のうち一者応札となっている調達の低減を目指す。そのため、研究開発等の役務及び研究機器等の物品にかかる調達の全件についてチェックリストを用いて参加要件や仕様書等の一層の精査を行う。

また、国立環境研究所における調達の特殊性などから一者応札・応募の改善が見込めない調達について、調達コスト全般への影響について検討するため10件程度公募(入札可能性調査)を実施する。

さらに、研究機器の保守業務や定常的に実施している観測業務等で毎年度実施することが見込まれる業務については、契約金額の縮減、契約事務の効率化等の観点から、可能な限り複数年契約とするように努めるとともに、調査研究等の役務契約については、総合評価落札方式の積極的な活用により、価格だけでなく品質の更なる向上を図る。

なお、他の研究開発法人等の検討状況も踏まえながら、物品の共同調達の実施や間接業務の共同実施について検討する。

##### (2) 調達に関するガバナンスの徹底にかかる目標

随意契約を締結することとなる案件について、契約審査委員会を原則毎月開催し審査する。また、公的研究費の不正流用等の調達に関する不正の未然防止や早期発見等を目的に外部講師を招いたコンプライアンス研修を年2回、調達担当職員等に対する説明会を年1回実施し、調達に関する適切なガバナンスを確保する。

また、納品される調達対象物品等は、すべて調達担当職員等が検収を行う。

#### 5. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

#### 6. 推進体制

##### (1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、総務・企画担当理事を総括責任者とする調達等合理化検討会により調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者      企画・総務担当理事

副総括責任者 総務部長  
メンバー 企画部長、施設課長、会計課長、研究ユニット代表者(1名)

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、競争性のない随意契約等及び一者応札・応募となった個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

7. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、国立環境研究所ホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。